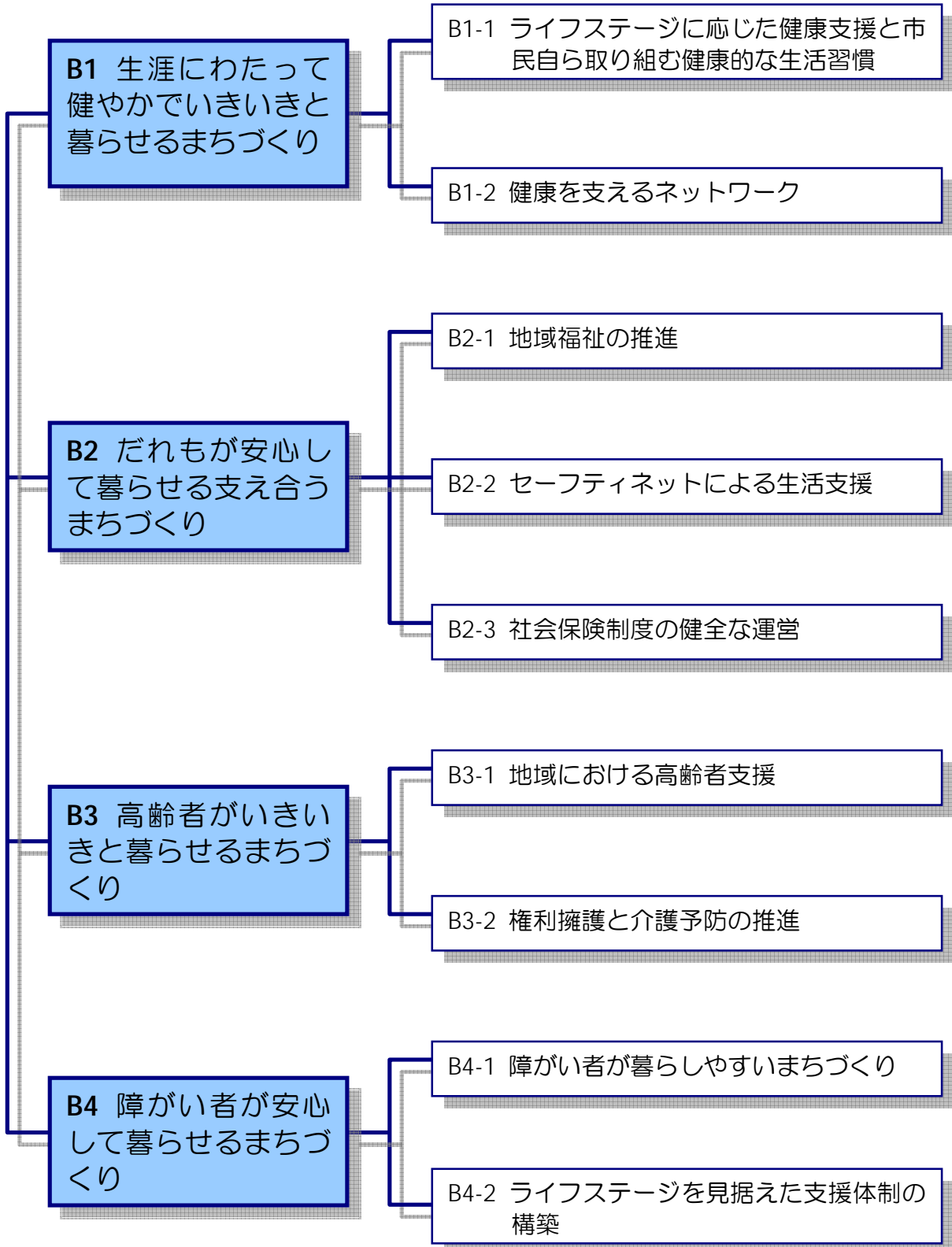


第 2 章

みんなが明るく、安心して、

いきいきと暮らしているまち



政策 B1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

【現状と課題】

健康に関する多種多様な情報が溢れ、自分自身や子ども・家族への健康に対する関心が高まっています。自分の健康は自分で守るということから、自ら取り組む運動や食事のバランスチェックなど、セルフケアの中で健康的な生活が習慣化できるよう支援が求められています。このため、こころと体の健康づくりに役立つ正確な健康・保健・医療に関する情報を予防接種時や健診等の受診機会を捉えてPRしていくとともに、広報やホームページに健康情報を分かりやすくタイムリーに掲載するなどの取組みを、さらに進めていく必要があります。

また、健康な家庭づくり（ファミリーヘルス）という観点からは、妊娠・出産期といった早い時期から関係機関等と連携した取組みが求められています。

健康な体を維持していくために様々な予防対策をおこなっていますが、感染や疾病を防ぐためには予防接種やがん検診等の予防医療が必要で、その要望も年々増えており、それに対する有効性や必要性を的確に伝えて効果的に実施していくことが重要です。

新たな感染症や結核が発生・流行した場合、迅速・的確な対策が求められている中で、保健・医療体制だけではなく、自治体を含めた地域の体制づくりが必要です。

健康で安心な生活を送ることができるよう、適切な医療を受けられる診療所や病院の医療体制の充実が求められています。このことから、普段から、かかりつけ医・歯科医を持つことを推進するとともに、必要な時に適切な医療が身近で受けられる医療体制の推進や、不測の傷病に対して、いつでも適切な医療を受けられる救急医療体制の充実を図る必要があります。

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 予防接種事業の推進(⇒B1-2-4)
 - ・感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防するため、定期予防接種の中では、近年流行した麻疹ワクチン接種率の向上と、再開された日本脳炎ワクチン接種の向上に取組みます
 - ・任意予防接種では、ヒブワクチン・肺炎球菌等の公費負担のあり方を検討するとともに、今後の定期接種化に向けて取組みます
- ② 自らの健康づくりの推進(⇒B1-1-4)
 - ・自らの健康づくりを推進するために手軽に取り組めるウォーキングなどを啓発するとともに、健康づくり推進員や地域が主体的に行う健康づくり活動を支援します
 - ・身近な地域の中でスポーツに親しめるように地域スポーツクラブの設立を支援します(⇒再掲 C2-1-2)
 - ・公共施設内での全面禁煙の実施を進めるとともに、喫煙マナーの向上、肺がんの危険性の周知に努めます
- ③ ライフステージに応じた健康診査の充実(⇒B1-1-2)
 - ・ライフステージに応じた健康支援のため、乳幼児期における個々の発育や発達に即した相談や、体調の安定しにくい妊娠期の支援を行うとともに、成人に対しては生活習慣病予防や死亡原因第1位のがんの早期発見、早期治療に繋げる取組みをします

施策 B1-1 ライフステージに応じた健康支援と市民自ら取り組む健康的な生活習慣

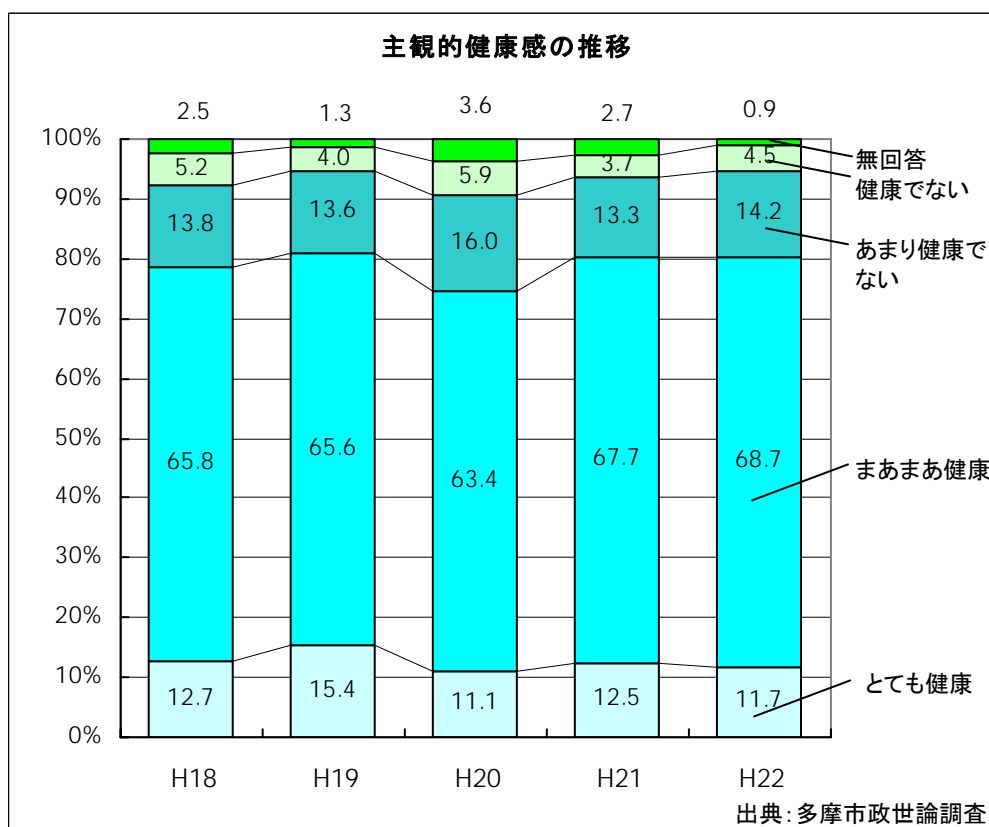
1 施策の目指す姿

豊かでいきいきとした毎日を送るため、ライフステージにあった健康診査や各種検診などを受けるとともに、食事や運動など市民自ら健康づくりに取り組んでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①自分が「とても健康」、「まあまあ健康」だと感じている市民の割合	80.4%	82.5%	85%
②健康のために実践していることがある市民の割合	61.3%	65%	70%
③健康づくり推進活動参加人数	5,008 人	5,500 人	6,000 人
④乳児（3～4 か月児）健康診査受診率	97.0%	97.7%	98%

【出典： ①・②市政世論調査 ③・④健康推進課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B1-1-1 ライフステージに応じた食育の推進

- ・生涯を健康で元気に送るために、乳幼児、子ども、青年・成人、高齢者の食を通じた栄養バランスからの健康づくりを推進していきます

B1-1-2 生活習慣病^{※1}の予防とライフステージに応じた検診(⇒重点3)

- ・市民の生活習慣を健康的なものに改善するよう、医療機関等と連携し、情報提供、相談、健康診査などに取り組みます
- ・死亡原因第1位のがんと結核の早期発見・治療に導く検診などに取り組みます

B1-1-3 健康で安心な家庭づくりへの支援

- ・「家庭」が健やかで安定するために、妊娠・出産期といった早い時期から妊婦健診や赤ちゃん訪問等個々にあった支援を行い関係機関や地域とのネットワークを進めます

B1-1-4 健康づくり地域活動と文化・スポーツ活動の推進(⇒重点2)

- ・健康づくり推進員^{※2}を中心に生涯にわたって健康の維持・増進を図っていくための自主的な取り組みを支援していきます
- ・生きがいつくりのために、一人ひとりの生活に合った趣味活動や運動ができる場を設定していきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・食に対して関心を持ち、バランスのとれた取れた食生活を心がけます
- ・自分の健康は自分で守るということを意識し、生活習慣を見直して健診を定期的に受診します
- ・健康的な生活を送るため、ウォーキングなどに自主的に取り組みます
- ・健やかで安定した家庭を築いていきます
- ・医療機関は医療情報を適切に提供するとともに、適切な医療を市民が安心して受けられるよう努めます
- ・事業者は自主的な健康づくりの応援に取り組みます



健康づくり推進員 月例ウォーキング

5 関連する主な計画

◆保健・医療計画 ◆子育て・子育て・こどもプラン

※1 生活習慣病：食生活、運動、休養、たばこ、アルコール等の生活習慣が、病気の発症や進行に大きな影響を及ぼす疾患

※2 健康づくり推進員：健康づくりの基本となる栄養、運動、休養等に関する知識を取得し、推進活動を行うとともに、市の行う保健事業の普及促進、地域の健康づくりに関する活動も行っています

施策 B1-2 健康を支えるネットワーク

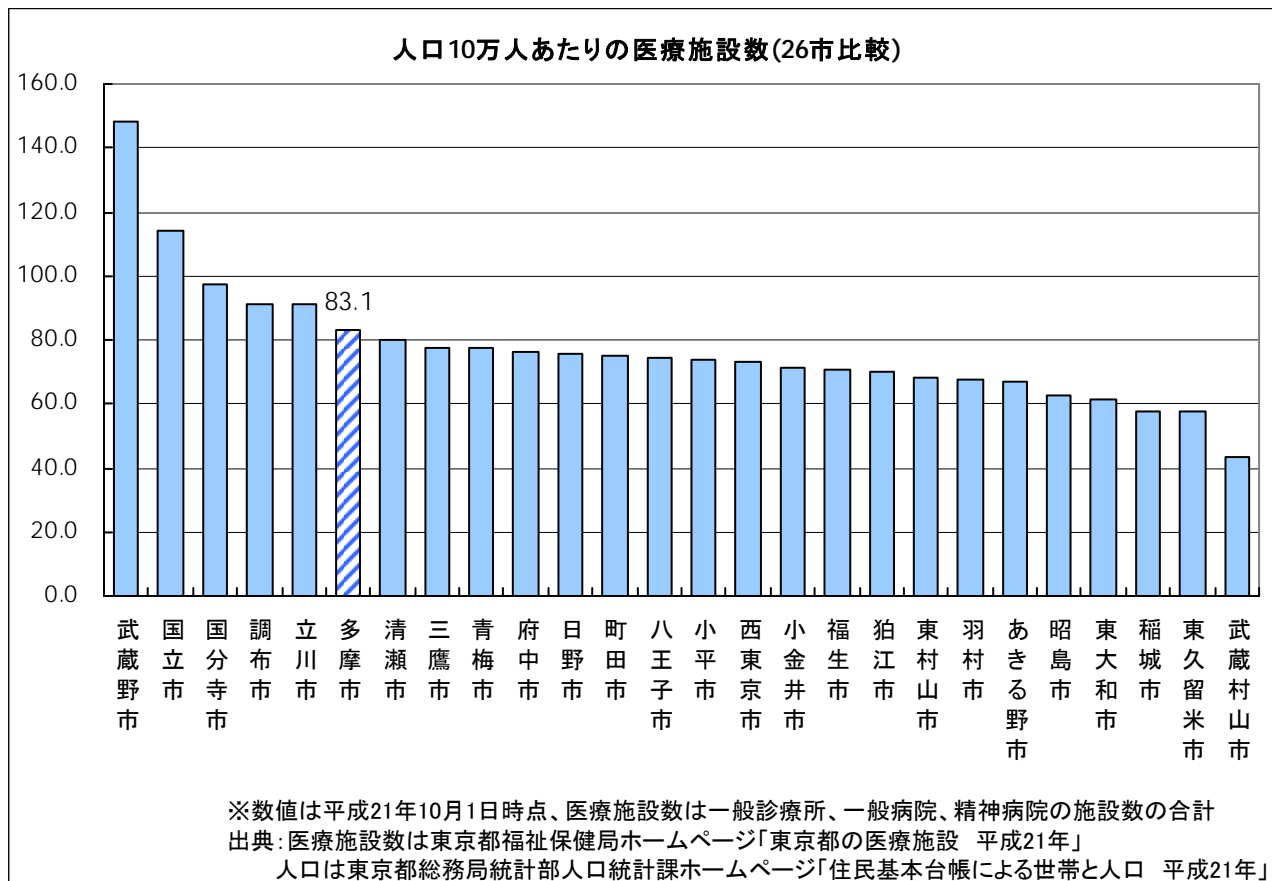
1 施策の目指す姿

安心して生活を送ることができるよう、必要な時に必要な情報を得て、適切な予防、適切な医療が受けられる体制が整えられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①かかりつけ医・歯科医を持つ市民の割合	医科 55.4% 歯科 63.2%	医科 60.0% 歯科 65.0%	医科 65.0% 歯科 70.0%
②生活環境の評価で、医療施設について「良い」、「どちらかといえば良い」と評価する市民の割合	66.9%	70.0%	75.0%

【出典： ①・②市政世論調査】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B1-2-1 かかりつけ医・歯科医の充実

- ・ライフステージに応じた積極的な健康づくりのために、自分の身近に気軽に相談ができるかかりつけ医・歯科医を持てるよう医師会等と連携し医療機関の情報を提供します

B1-2-2 医療体制の体系的な整備

- ・地域医療の充実に向けて、学校跡地への基幹病院の誘致など、必要な時に身近な地域で適切な医療を受けられるよう、東京都など関係機関と連携を図りながら、診療所・病院等の医療体制の推進を進めます
- ・在宅で安心した生活が送れるよう、訪問診療の充実を図るとともに、在宅医療のネットワーク環境整備に努めます

B1-2-3 救急医療体制の充実

- ・不測の傷病に対して、いつでも症状に応じた適切な医療が受けられるよう、初期救急^{※1}を担う市と二次^{※2}・三次救急^{※3}を担う東京都とともに消防署や医療機関等と連携し、救急体制の充実に努めます

B1-2-4 予防接種の推進(⇒重点 1)

- ・感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防するため、医療機関の協力のもと定期予防接種^{※4}を円滑に提供できる体制を確保します
- また、有効性が推奨されている任意予防接種^{※5}については、公費負担と自己負担のあり方を検討していきます

B1-2-5 新型インフルエンザ等感染症対策体制の整備

- ・新たな感染症の発生に備えて、保健所・医師会・薬剤師会等の関係機関と連携し、迅速に的確な対策を実施できるよう、地域の防疫体制を整えていきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・気軽に相談できる、かかりつけ医・歯科医を持ちます
- ・感染・疾病予防のために定められた時期に予防接種を受けます
- ・医療機関は市民に分かりやすい医療情報を提供します
- ・地域の診療所・歯科診療所は病院との円滑な連携に取り組んでいきます

5 関連する主な計画

◆保健・医療計画

- ※1 初期救急：入院を必要としない軽症患者に対するもの（こども準夜診療所・休日診療当番医等）
※2 二次救急：入院を必要とする中等症・重症患者に対するもの（総合病院等）
※3 三次救急：生命危機が切迫している重篤患者に対するもの（救急救命センター等）
※4 定期予防接種：予防接種法に基づく結核・ポリオ・麻疹・風疹・日本脳炎・ジフテリア・百日咳・破傷風等
※5 任意予防接種：本人もしくは保護者の同意（同伴）に基づく季節性インフルエンザ・ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン・おたふくかぜ・水痘・B型肝炎等

政策 B2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり

【現状と課題】

既存の公的制度では対応しきれない福祉ニーズに対しては、各種公的制度の見直しと併せ、地域での支え合いが欠かせません。しかし、自治会等の組織が無い地域や、民生委員の担い手不足などの課題があります。一人ひとりが地域福祉への関心を高めるとともに、地域における福祉のネットワーク作りが重要です。

経済的困窮者については、近年、「精神的疾患」、「景気悪化による失業」、「無年金高齢者の増加」、「離婚の増加」などの要因で増加しています。生活保護制度による支援では限界があるため、社会保障全般の問題として都や国に改善策を求めるとともに、市として、経済的・社会的自立に向けた支援をしていく必要があります。

犯罪被害者等の多くは、住み慣れた地域で安定した生活を送るための十分な支援を早期に受けにくい状況にあります。犯罪被害者等への支援は社会全体の責任であるという認識が高まってきましたが、まだ十分理解されておらず、支援内容の充実とともに市民理解の増進が課題です。

国民健康保険と介護保険は、高齢化や医療技術の進歩により、保険給付が増加する一方、個人所得が伸び悩み、負担率は高まっています。なかでも、国民健康保険特別会計は、保険税の不足を一般会計からの繰入金で補填する状況が続いており、財政の適正化も課題になっています。負担を増やさないためには、一人ひとりが、社会保険が社会全体の貴重な資源であることを意識し、健康維持や介護予防に努めることが、これまで以上に強く求められます。また介護の仕事は、労働環境の厳しさなどから現状では人材不足が慢性化しているため、介護人材の確保が大きな課題となっています。

本市では、様々な年齢や障がい者、高齢者の方々も安全で快適な地域生活環境をつくるため、ユニバーサル社会の理念に基づいたまちづくりを推進してきました。しかし、多摩市の地形やニュータウン開発の特性などから、自宅や施設から交通機関等へのアクセス確保や交通体系、福祉的移動支援のあり方が課題となっています。今後は、これらを複合的に捉え、総合的なユニバーサル社会の理念に基づいたまちづくりの推進が求められています。

全国で毎年約 3 万人が自ら命を絶っており「生きる支援」としての就労支援や心の支えの窓口など、対策を講じていく必要があります。

※1 ユニバーサル社会：年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人が地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 地域福祉の推進(⇒B2-1-1、B2-1-2)
 - ・地域での市民による支え合いの仕組みを推進するため社会福祉協議会の地域懇談会や福祉推進委員会の開催、ボランティアセンターの機能充実に向けた支援を行います
- ② 生活保護世帯の自立支援(⇒B2-2-1、B2-2-2)
 - ・ケースワーカー1人当たりの担当世帯数は 80 世帯を目安とし、態勢の充実を図るとともに、関係機関との連携により、社会的・経済的自立に向けた支援に努めます
- ③ 犯罪被害者等の支援(⇒B2-2-3)
 - ・犯罪被害者等支援相談窓口の周知と支援内容の充実、市民の理解の増進に努めます
- ④ ユニバーサル社会の理念に基づいたまちづくりと総合的移動・移送支援の検討(⇒関連 B3,B4,E2)
 - ・横断的な検討組織を設置し、ユニバーサル社会の理念に基づいたまちづくりの推進を含め、体系的な支援の仕組みを検討していきます

施策 B2-1 地域福祉の推進

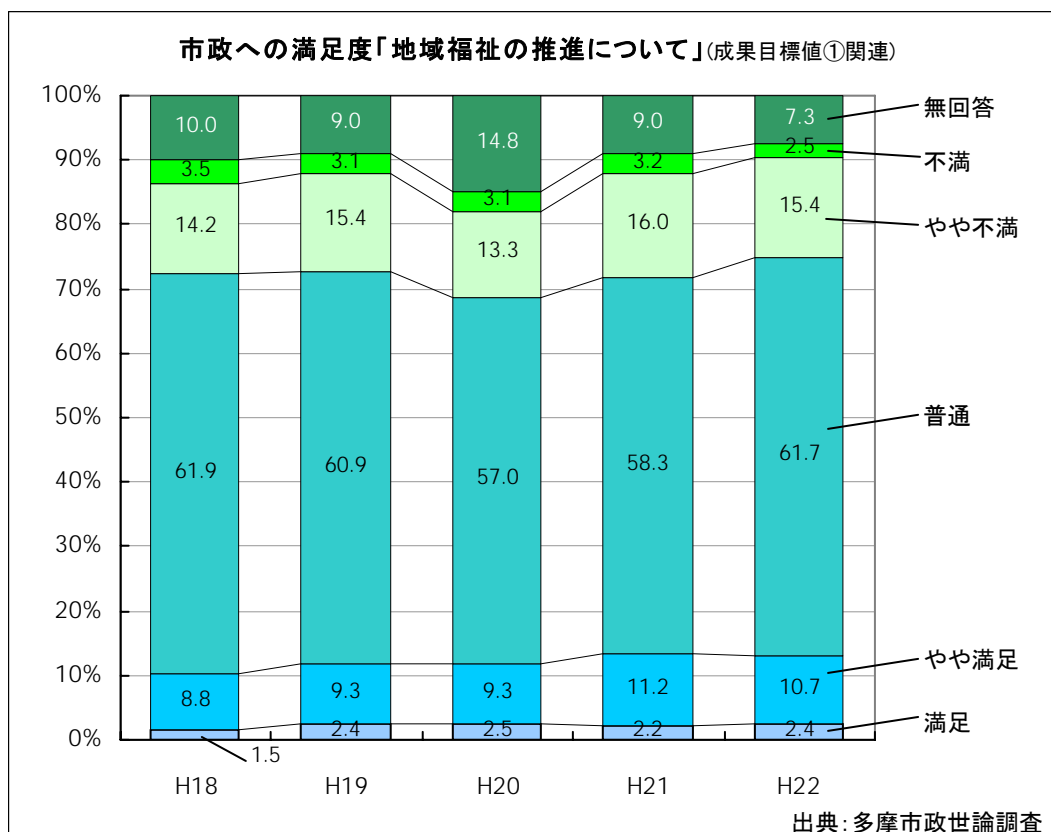
1 施策の目指す姿

地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域課題を市民自らが発見し、課題の解決に向けて、互いに力を出し合い、支えあっています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①地域福祉の推進についての市政に「満足」「やや満足」している市民の割合	13.1%	増やす	増やす
②高齢者、障がい者の介助ボランティア活動に参加している、あるいは参加したことがある市民の割合	4.1%	増やす	増やす

【出典： ①・②市政世論調査】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B2-1-1 社会福祉協議会との連携と支援(⇒重点 1)

- ・社会福祉協議会への連携・支援により、地域での市民による支え合いの仕組みである地域懇談会や福祉推進委員会への取組みを推進します

B2-1-2 市民による地域福祉活動への支援と参加の促進(⇒重点 1)

- ・地域福祉の担い手となる市民の発掘・育成・支援を行い、地域での実践につなげる機能を充実させるため、市民活動情報センターと多摩ボランティアセンターの効果的、効率的な役割分担を推進します

B2-1-3 民生委員活動の充実

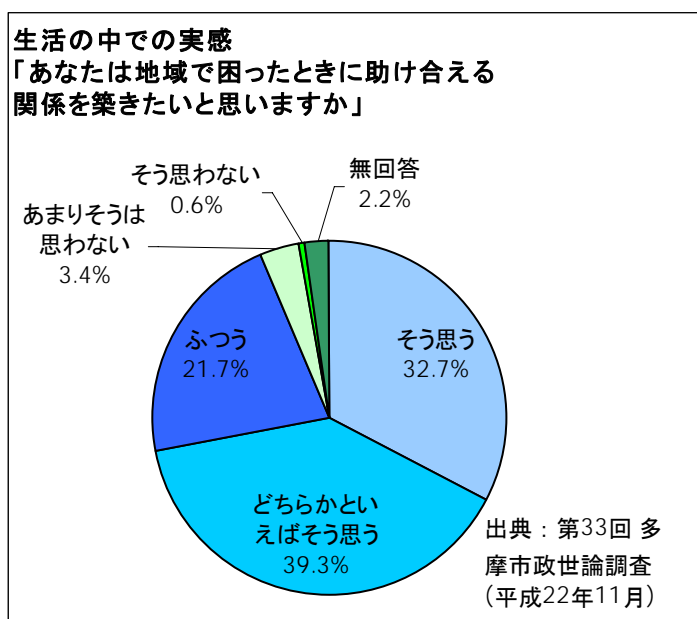
- ・地域での地域福祉の一つの核となるよう、民生委員の欠員地域を解消し、同時に担い手を確保するため、人材発掘の方法について検討を進めます

B2-1-4 自殺予防への取組み

- ・東京都など関係機関との連携を取り、「生きる支援」としての就労支援や心の支えの窓口などの取組みを講じていきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・「共助の心」を育み地域に広げます
- ・地域の話し合いの中で、自ら福祉の課題を見つけ、その解決に向けた取組みを検討し、高齢者や児童の見守り、家事・子育て支援などの具体的な行動を実践します
- ・事業者は地域福祉に関する地域の取組みに積極的に参加・協力します



5 関連する主な計画

◆地域福祉計画、(社会福祉協議会：地域福祉活動計画)

施策 B2-2 セーフティネットによる生活支援

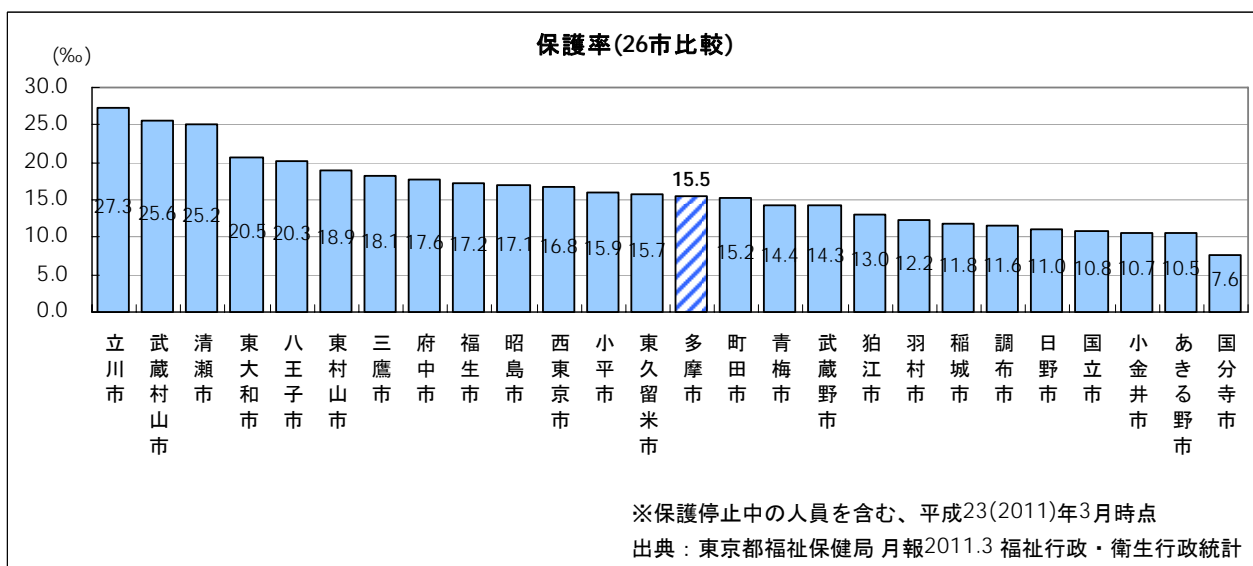
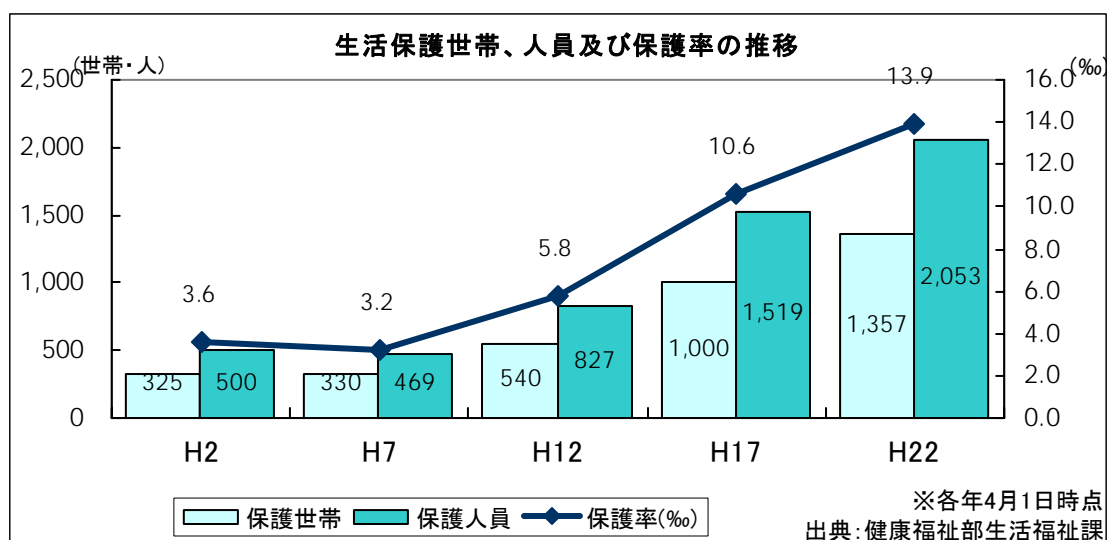
1 施策の目指す姿

失業、犯罪、困窮など不慮の境遇となったときも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、経済的・精神的両面で適切にサポートされています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①稼働収入の増加によって生活保護を廃止した世帯数	12 世帯	—	—
②犯罪被害者等支援啓発事業参加者数	900 人	1,000 人	1,100 人

【出典： ①生活福祉課 ②市民生活課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B2-2-1 生活保護等の適正実施(⇒重点 2)

- ・ 関係機関との連携の下、生活保護適正実施に努めるとともに、社会的・経済的自立に向けた支援を行います

B2-2-2 関係機関と連携した相談体制の充実(⇒重点 2)

- ・ 市民の状況に応じて、適切なセーフティネット等の支援策につながるよう、庁内及びハローワーク等関係機関との連携を推進し、経済面・精神面など多面的な相談体制の充実に努めます

B2-2-3 犯罪被害者等支援の推進(⇒重点 3)

- ・ 犯罪被害者等が安心して生活を取り戻すために、各関係機関と有機的な連携のもとに支援を実施し、市民の理解を深めるために講演会、パネル展等の啓発活動を展開していきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・ セーフティネットの施策・制度について理解を深めます
- ・ 福祉事業者などにおいて、経済困窮等の相談があった場合、速やかにセーフティネットの諸施策につながるよう努めます
- ・ 犯罪被害者等の現状や支援の必要性などの理解を深めます
- ・ 事業者は犯罪被害者等の現状を理解し、安心して働き続けやすい環境整備に努めます

5 関連する主な計画

◆地域福祉計画

◆生活援護計画



犯罪被害者支援のパネル展示

施策 B2-3 社会保険制度の健全な運営

1 施策の目指す姿

相互扶助である社会保険制度を持続し、住みなれた地域で安心して暮らすことができるため、給付と負担のバランスに配慮された健全な国民健康保険制度と介護保険制度の運営に取り組み、引き続き必要な医療や介護を受けられています

2 施策の成果目標値

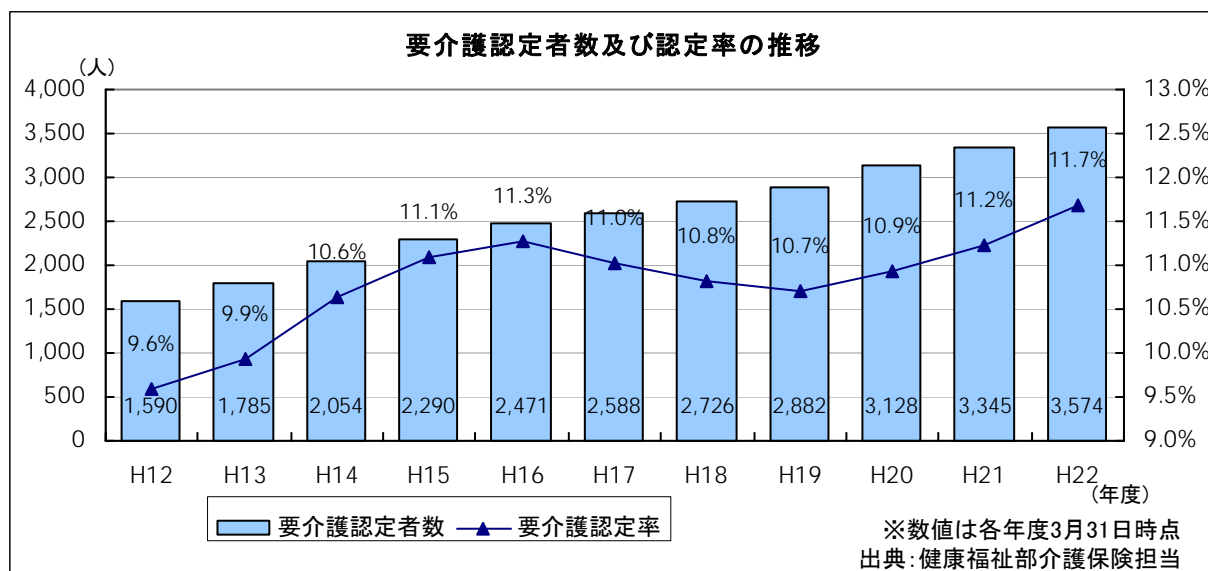
指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①特定健康診査 ^{※1} 実施率 [※]	44.3%	増やす	増やす
②介護保険居宅系サービスの利用率 ^{※2}	78.0%	80.0%以上	85.0%以上

【出典： ①保険課、②健康福祉部高齢支援課（介護保険担当）】

※特定健康診査実施率については、現計画が平成 24 年度までであり、平成 25 年度以降については現在、国において目標値の改定について検討中



特定保健指導 栄養・運動セミナー



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B2-3-1 医療保険制度の適正な運営

- ・被保険者の健康保持に資するため、健康診査等を実施するとともに、健康や医療に関する情報を提供します
- ・保険給付の変化に応じ保険税を改定し、国民健康保険特別会計の安定した運営に努めます

B2-3-2 介護保険制度の適正な運営

- ・利用者に最適な在宅介護サービスを確保するため、被保険者（市民）、事業者、保険者（行政）が一体となって、自立支援のケアマネジメントが実施されるように努めます
- ・給付サービスが保険料と連動している仕組みであることから信頼される介護保険制度運営のため、制度に対する周知を図るとともに多摩市介護保険運営協議会などを通じた市民参加の機会を増やしていきます
- ・引き続き安心して介護サービスが受けられるために、利用者や家族を支える介護人材が安定的に確保できるように介護サービス事業者などへの働きかけを行います
- ・介護保険制度説明会などの開催機会を増やし、制度の周知に努めるとともに制度への理解を深めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・健康に関する正しい知識を身に付けるとともに、健康な生活を送るための生活習慣を実践します
- ・病気の治療や介護サービスを受けるためには、一定の費用負担がかかることを理解します
- ・介護保険制度説明会などに積極的に参加します
- ・介護サービスを受けていても「自分でできることは自分でやってみる。」など自立に向けた生活に取り組みます
- ・事業者は、介護サービス受給者の自立に向けた生活を積極的に支援します

5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

- ※1 **特定健康診査**：「高齢者の医療の確保に関する法律」第20条及び「多摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、40歳以上の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化を予防することに重点を置いて実施する健康診査
- ※2 **介護保険居宅系サービスの利用率**：居宅系サービス利用者実数/(要介護認定者－施設系サービス入所者実数)
(各数値は年度末におけるもの)

政策 B3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

【現状と課題】

本市は、毎年高齢化率が1%ずつ上昇する状況で、平成23(2011)年4月1日現在の高齢化率は21.11%と超高齢社会に突入しました。今後平成29(2017)年には国の高齢化率と同率になり、その後国を上回って上昇し、平成33(2021)年には30%を超えるものと予想されています。今後進行する高齢化に対応するため、市だけではなく、地域の自治会や商店などが連携して地域で高齢者を支える様々な取組みを行う必要があります。市は社会福祉協議会との連携を強化して支援することが求められています。

さらに、地域で高齢者を支えるネットワークづくりを構築し、地域の自治会・管理組合・老人クラブや地域の商店街の方々などの参加を促し、地域の力を結集した重層的な支援組織の構築と支援活動を推進することが必要です。

また、地域で暮らす高齢者支援を推進するために、地域ケアの中心的役割を担う、地域包括支援センターの組織・機能の充実を図る必要があります。

特別養護老人ホームなどの介護サービス基盤の整備については、整備の拡大が、介護保険料の引上げに繋がる相関関係にあるため、3年ごとに改定する介護保険事業計画の中で、介護保険料のバランスを精査しながら、整備を促進していきます。

高齢者が地域で自ら活動するため、老人クラブ活動の支援や老人福祉センターの事業を充実し、生きがいづくりを支援していくほか、シルバー人材センターの支援を通して高齢者の地域貢献や生きがいづくりを推進することが重要です。

今後4年間の重点的な取組み

- ① 地域包括支援センター運営事業の充実(⇒B3-1-1)
 - ・地域包括支援センターの組織及び機能を充実し、総合的なケアマネジメントシステムを推進します
- ② 在宅高齢者の見守りの推進(⇒B3-1-2、B3-1-3)
 - ・地域のきずなやつながりの重要性がより一層増す中で、一人暮らし高齢者など地域で暮らす高齢者の見守り施策、支援施策をさらに充実します
- ③ 介護サービス基盤の整備促進(⇒B3-1-4)
 - ・特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの介護サービス基盤の施設整備を推進します
- ④ 高齢者の生きがい対策の推進
 - ・高齢者の生きがいの場づくりとその支援策として、老人クラブへの支援、老人福祉センター事業の充実、シルバー人材センターへの支援などを通して生きがい対策を推進します
- ⑤ 高齢者、障がい者の権利擁護及び成年後見制度の推進(⇒B3-2-1、B3-2-2)
 - ・判断能力の低下した高齢者、障がい者の金銭管理等の日常生活を支援する制度及び、成年後見制度利用の促進を図り、高齢者支援を推進します

施策 B3-1 地域における高齢者支援

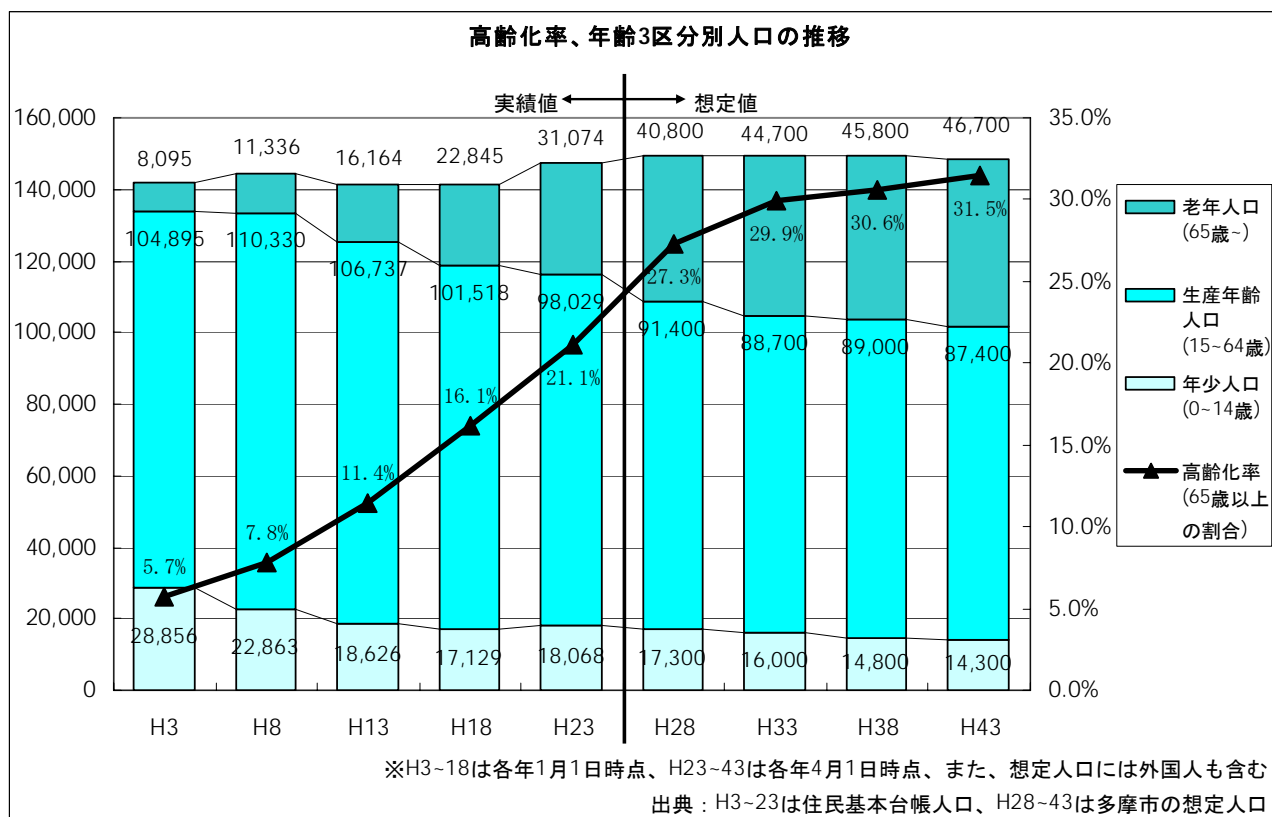
1 施策の目指す姿

超高齢社会においても、自助・共助の理念により地域で高齢者が生き生きと暮らしていくため、さまざまな担い手の力を結集して支援しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①地域包括支援センター※1 周知度	30.4%	50.0%	60.0%
②老人福祉センター事業参加者数	12,000 人	15,000 人	18,000 人

【出典： ①市政世論調査 ②高齢支援課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B3-1-1 地域包括支援センター機能の強化・充実(⇒重点 1)

- ・担当地区内の高齢者数の増加に合わせた組織の強化と、相談支援体制の充実を図り、地域のさまざまな団体等と連携して地域で高齢者を支える活動を拡大していきます

B3-1-2 高齢者の日常生活を支えるサービスの充実(⇒重点 2)

- ・食事サービスによる見守り支援や緊急通報システムの活用など各種の一般福祉サービスを充実させ、地域で暮らす高齢者生活を支援します

B3-1-3 地域での高齢者の見守り・支援のための拠点や組織づくり(⇒重点 2)

- ・老人クラブや自治会・管理組合などの市民組織が「高齢者の見守り組織」を構成し、生活支援・災害時支援・見守り活動など地域の力でサロンやラウンジ活動を展開して一人暮らし高齢者などへのさまざまな支援策を展開します

B3-1-4 介護サービス基盤施設の整備促進(⇒重点 3)

- ・3年ごとに改定する高齢者保健福祉計画において、介護保険料等のバランスを考慮して特別養護老人ホームなどの計画的な施設整備を促進します

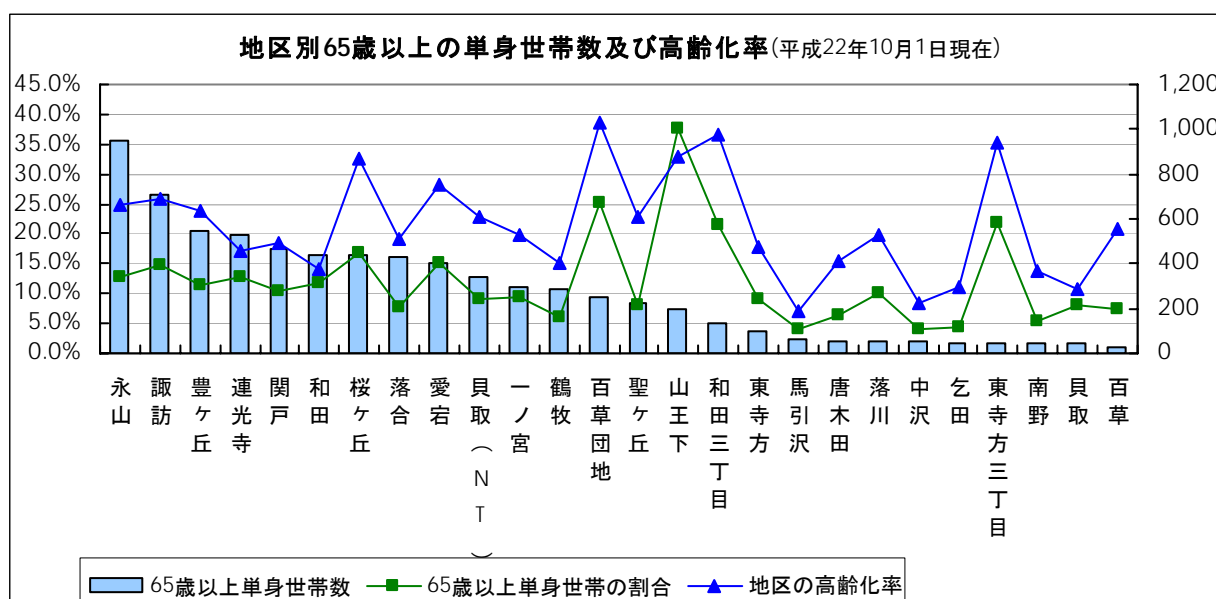
4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・地域の自治会や管理組合が中心となって、高齢者の見守り拠点の確保や見守り組織を作ります
- ・様々な活動に積極的に参加し、世代間交流を図ります

5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

- ※1 地域包括支援センター：高齢者が地域で生活していくために、地域において総合的なマネジメントを担い、支援をしていく中核機関。介護の悩み、介護予防、保健福祉サービスについてなど、医療・福祉の専門スタッフが相談を行っている



施策 B3-2 権利擁護と介護予防の推進

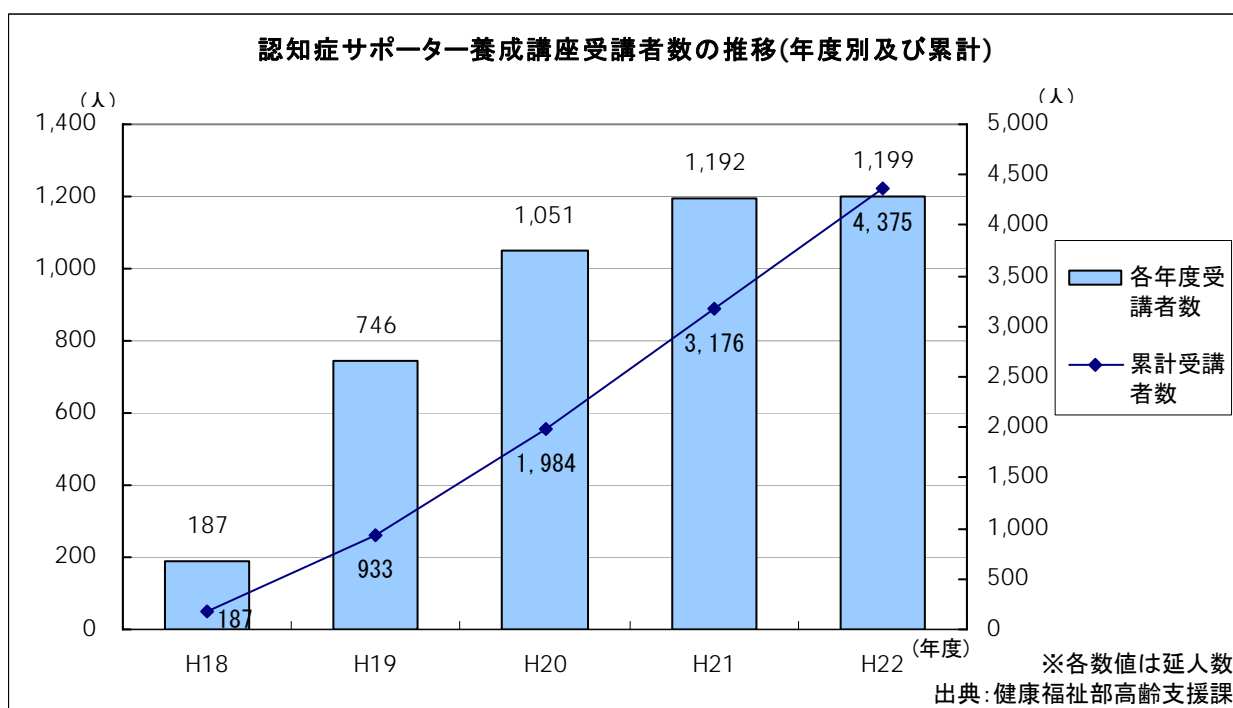
1 施策の目指す姿

認知症になっても自分らしく豊かに暮らすために、様々な権利が擁護されるとともに介護予防に取り組むことにより、高齢者が安心して地域で暮らし続けています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①認知症サポーター※1 受講者数	4,400 人	6,000 人	7,000 人
②介護予防事業参加者数	1,700 人	2,500 人	3,400 人

【出典： ①・②高齢支援課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B3-2-1 成年後見センター※²の機能強化・充実(⇒重点 5)

- ・判断能力等の無い高齢者や障がい者が安心して暮らし続けるために法人後見を担う組織を充実させ、必要な方がいつでも利用できるよう制度の充実を図ります

B3-2-2 権利擁護センター※³の機能強化・充実(⇒重点 5)

- ・判断力が低下した高齢者が安心して暮らし続けるために地域権利事業の充実を図り、必要な方がいつでも利用できるよう制度の充実を図ります

B3-2-3 認知症理解の促進・啓発の充実

- ・認知症サポーター養成講座を地域で開催し、市民の方々に受講していただき、多くの市民がサポーター（支援者）になり、認知症を理解し、認知症高齢者を地域で支えていく活動を推進していきます

B3-2-4 介護予防の充実

- ・高齢者の方々が要介護状態に進行しないよう、二次予防高齢者の把握に努め、さまざまな介護予防の事業を展開します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・認知症サポーター養成講座を受講します
- ・市民や地域の商店街では、認知症高齢者を日ごろから見守り、地域で暮らしていけるよう支援します
- ・事業者は従業員に認知症サポーター養成講座の受講を推進し、理解促進を図ります
- ・要介護状態に進行しないよう介護予防教室に積極的に参加します

5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

- ※1 **認知症サポーター**：認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守る人のことです。認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるため、その担い手になっていただける方を養成します
- ※2 **成年後見センター**：判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送るうえで必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担う
- ※3 **権利擁護センター**：福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行い、成年後見制度など各種の総合相談等を行います

政策 B4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

本市では「障がい者基本計画【第2次多摩市健康福祉推進プラン〈改訂版〉】」に基づいて、総合的な取り組みを行ってきました。また、「多摩市障害福祉計画」を、障がい者基本計画のアクションプランとして位置づけ、障害者自立支援法に基づくサービス提供などの支援を進めています。現在、国における法律の抜本的な見直しが進められており、その動向を注視していく必要があります。

平成 21(2009)年度には、多摩市発達支援室を設置し、障害の早期発見・早期支援の体制の整備を推進しました。しかし、障がい児の放課後活動の場などは十分整備されている状況にはないことから、関係機関とも協力し、拡大する必要があります。

また、障がい者の就労に関しては、場の拡大が求められている中、障がい者の市役所庁内での実習をとおり、就労に向けての課題を見極め、就労のステップとする支援事業を進めています。さらに、障がい者の就労の機会の拡大を図るため、就労面と生活面の支援を一体的に行う「就労支援事業」も継続して行っています。しかし、障がい者の就労環境は大変厳しい状況にあります。行政の各機関・企業など各方面の連携を深め、就労環境全体の向上を図る必要があります。

障がい者に対するサービス体制は充実されてきましたが、福祉事業者に対する報酬は十分とは言えず、ヘルパーや施設職員などのサービスの担い手がなかなか拡大しない現状があります。資格の取得やスキルの向上には、時間・経費がかかることや、社会的な地位とそれに見合った報酬の確立といった、社会全体で捉えなければならない課題となっています。

発達障害・高次脳機能障害・難病など、障がい者支援の制度の狭間に対する支援体制の整備が求められています。そして、国における法・制度改革に合わせて体制を整備する必要があります。

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 障がい児及び障がい者の活動の場の拡大(⇒B4-2-3)
 - ・障がい児の放課後活動の場及び障がい者の活動の場の拡大を関係機関と協力し、進めます
- ② 作業所等への仕事の創出と受注体制の支援(⇒B4-2-3)
 - ・市役所の仕事や企業からの仕事を障がい者の作業所等でも受注できるよう、仕組みや主体的な受注体制の支援を進めます
- ③ 障がい者支援の担い手の確保(⇒B4-1-2、B4-2-2)
 - ・ヘルパーや施設職員への支援と合わせ、障がい者の身近にいる方や地域での支援ができるようなしくみの構築を検討していきます
- ④ 制度の狭間となっている障害への支援(⇒B4-2-4)
 - ・発達障害・高次脳機能障害・難病など、障がい者支援の制度の狭間に対する相談体制・サービス体制について、国の制度改革の方針を見据えて対応・整備を進めていきます

施策 B4-1 障がい者が暮らしやすいまちづくり

1 施策の目指す姿

障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会づくりのために、障がい者への正しい理解促進と住民相互の支援体制の充実を目指します

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市民が「高齢者、障がい者等が安全に、安心して暮らすことができるまちだと思う、どちらかといえばそう思う、普通」と回答している割合	69.7%	80.0%	90.1%
②障がい者が「現在の住まいに住み続ける」「市内で転居する」と回答している割合	65.1%	増やす	増やす

【出典： ①多摩市政世論調査 ②多摩市障がい者生活実態調査】



障がい者美術作品展



障がい者ふれあいスポーツ大会

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B4-1-1 障害への理解促進

- ・障がい者の社会参加や地域での交流等を通して、障害への理解促進を図ります

B4-1-2 地域における相互支援体制の構築(⇒重点 3)

- ・行政だけでなく市民・事業者など多様な主体が協働・連携し、災害時の支援なども含め障がい者を互いに支え合う仕組みを構築します

B4-1-3 相談支援・サービス体制、施設の充実

- ・障がい者も地域で安心して暮らすことができるように、相談支援・サービス体制や施設の充実に努めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・市民や事業者は、障害があっても差別されない社会をつくるため、障害に対する正しい理解に努めます
- ・市民や事業者は、行政と連携し、障がい者を互いに支え合う仕組みの構築への主体的な参加に努めます

5 関連する主な計画

◆多摩市障がい者基本計画 ◆多摩市障害福祉計画

施策 B4-2 ライフステージを見据えた支援体制の構築

1 施策の目指す姿

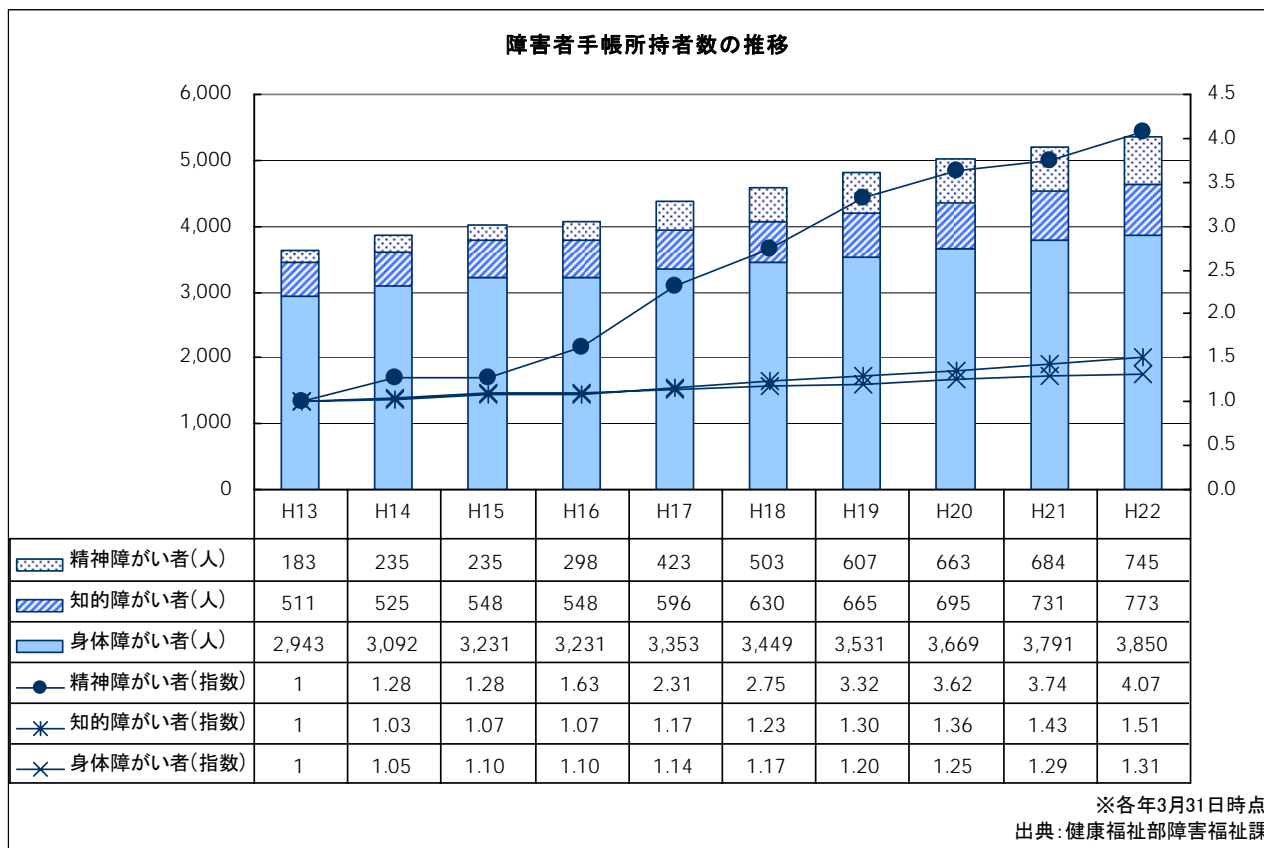
障がい者および障がい児が安心して自立した生活を送るために、関係機関との連携と社会資源の効率的、効果的な活用を図りながら、生涯を通じ一貫した支援とそれぞれの時期に対応する支援が円滑に行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①手帳所持者※に対する、障害者自立支援法における介護給付及び訓練等給付決定者数の割合	10.7%	増やす	増やす
②手帳所持者に対する、指定相談支援事業者（委託含む）及び発達支援室における延べ相談者数の割合	209.1%	増やす	増やす
③手帳所持者に対する、障がい者就労支援事業における就労・生活支援延べ相談者数の割合	52.8%	増やす	増やす

【出典： ①～③障害福祉課】

※手帳所持者：身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳の所持者



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B4-2-1 医療・教育・雇用関係機関との連携強化

- ・行政と医療・教育・雇用関係機関が必要な情報を共有し、連携を強化することで、ライフステージごとに必要な支援が、円滑に行える体制の充実を図ります

B4-2-2 支援人材の育成(⇒重点 3)

- ・行政と医療・教育・雇用関係機関・事業者が協力し、ライフステージごとで必要とされる支援が行えるよう人材の育成を進めます

B4-2-3 就労への支援

- ・就労による社会参画や生きがいなど、暮らしの基盤となる就労支援の充実に努めます

B4-2-4 小規模作業所等の法内化の促進(⇒重点 1、重点 2)

- ・小規模作業所等の障害者自立支援法のサービス体系に基づくサービス提供事業者へ移行を支援し、障がい者の安定した日中活動の場の拡大を進めます

B4-2-5 発達障がい・高次脳機能障がい者など、新たな障がいへの支援の充実(⇒重点 4)

- ・国の制度改革の方針を見据えながら、今まで制度の狭間にあった発達障がい・高次脳機能障がい者への支援の充実を図ります

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・関係団体や事業者は、行政と必要な情報を共有し、連携の強化に努めます
- ・関係団体や事業者は、行政と協力し、ライフステージごとに必要な支援が行える人材の育成へ取り組みます
- ・関係団体や事業者は、法内化（障害者自立支援法）へ主体的に取り組めます
- ・関係団体や事業者は、今まで制度の狭間にあった障害への支援を進めるため、相談や支援の現場体制の整備を進めます

5 関連する主な計画

◆多摩市障がい者基本計画 ◆多摩市障害福祉計画